

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 135 ゴルフ会員権等の評価

今回は、「ゴルフ会員権等の評価」についてご説明いたします。

【ゴルフ会員権等の性質】

ゴルフ会員権等は、運営会社の発行する株式、当該会社に対する預託保証金又は入会金から構成されており、施設利用権が化体されています。株式及び預託金は金融資産なので、これらから構成されるゴルフ会員権等については、金融商品会計基準の対象となります(「金融商品に関する実務指針」(以下「金商実務指針」223項)。

【ゴルフ会員権等の評価の会計処理】

ゴルフ会員権等は取得原価をもって、貸借対照表に計上します。ゴルフ会員権等のうち時価のあるものについて著しい時価の下落が生じた場合、又は時価を把握することが極めて困難と認められるものについて当該株式の発行会社の財政状態が著しく悪化した場合には有価証券に準じて減損処理が求められます。

また、預託保証金の回収可能性に疑義が生じた場合には債権の評価勘定として貸倒引当金を設定する必要があります(「金商実務指針」135項)。

なお、預託保証金部分があるゴルフ会員権等について時価が預託保証金を下回る場合、帳簿価格のうち預託保証金を超える部分については直接減額しますが、時価が預託保証金の額を下回る場合には、当該部分について直接減額ではなく原則として貸倒引当金を設定する点に留意が必要です。

ただし、預託保証金の回収可能性がほとんどないと判断される場合には、貸倒損失額を預託保証金から直接控除します(「金融商品会計に関する Q&A」(以下「金商 Q&A」Q46)。

【ゴルフ会員権等の評価にあたっての留意点】

現状では、一般に入手可能で一定の信頼性が確保されるゴルフ会員権に関する「時価」としては、ゴルフ会員権協同組合が日々作成している業者間の取引相場表及びその相場表を元にして大手のゴルフ会員権売買業者が公表している「ゴルフ会員権相場表」があります。

これらの情報は日刊紙やインターネットを通じても入手が可能です。

なお、業者が公表する相場は、売買一本値で表示する場合と、売値買値の両建てで表示する場合がありますが、一般的には、売買一本値の場合は仲値に相当するものと考えられます(「金商 Q&A 」 Q45)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるゴルフ会員権は、一部の譲渡不可の会員権を除き、その価値が大幅に下落している場合があるため、安易に減損会計の適用を回避することは妥当ではありません。

また、ゴルフ会員権発行会社によっては、財務情報を公表していない場合がありますが、この場合には大手のゴルフ会員権取引業者に評価鑑定を依頼する方法も考えられます(「金商 Q&A 」 Q46)。